

議案第 6 2 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日

松阪市長 山 中 光 茂

記

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「第 24 条の 37 第 1 項」を「第 24 条の 36」に改める。

第 23 条第 1 項第 2 号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同項第 3 号中「35 万円」を「45 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。